

3 障害支援部の状況

<福祉課の業務>

福祉課は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所の主たる業務を担当し、市町村等の依頼に応じ、18歳以上の身体障害者及び知的障害者への専門的支援を行っています。

所管地域は、政令指定都市（横浜市・川崎市・相模原市）を除く市町村となっています。機能としては、以下の事項を担っています。

- 専門的相談機能
- 専門的判定・評価機能
- 市町村への専門的支援

(1) 専門的相談機能

ア 身体障害者更生相談所業務及び知的障害者更生相談所業務の相談内容別状況

身体障害者更生相談所業務の相談数は、4,140件であり、相談内容の内訳は、補装具が2,909件で最も多く、次に更生医療が1,231件となっています。（図3-1）（資料2-1）

知的障害者更生相談所業務の相談数は、888件であり、相談内容の内訳は、療育手帳が855件で最も多く、次に職業相談15件、生活相談15件、その他の相談が3件でした。その他の相談の内容は療育手帳の再判定に関する電話での相談等がありました。（図3-2）（資料2-6）

図3-1 身体障害者更生相談所相談内容別状況

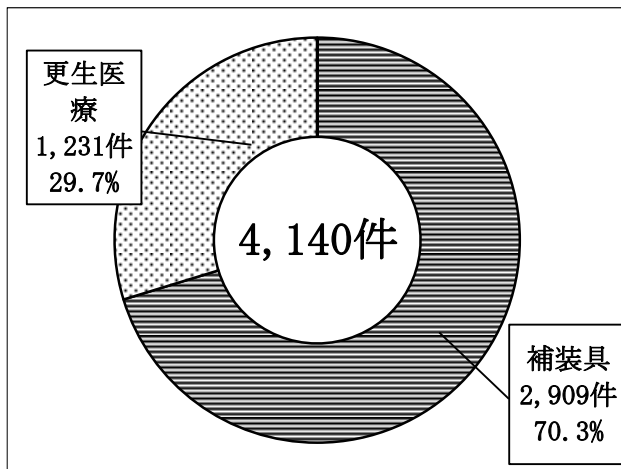
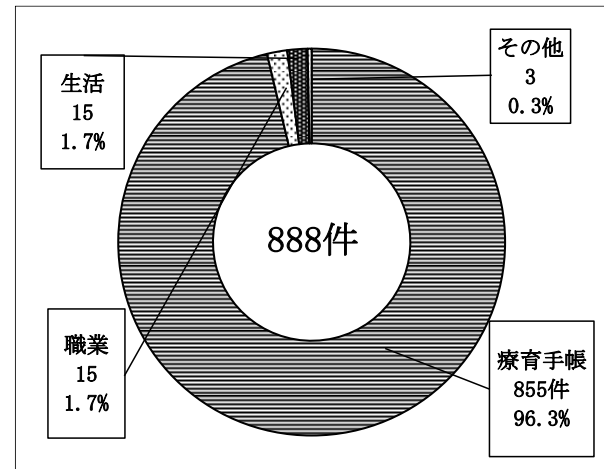


図3-2 知的障害者更生相談所相談内容別状況



※延べ相談件数

イ 身体障害者更生相談所業務及び知的障害者更生相談所業務の相談形態別状況

身体障害者更生相談所の相談数は、4,140件であり、相談形態の内訳は、文書及び来所によるものが3,365件（81.3%）、巡回相談によるものが775件（18.7%）でした。巡回相談では、利用者の利便性を考慮し補装具判定を実施しました。（図3-3）（資料2-1）

知的障害者更生相談所の相談数は、888件であり、相談形態の内訳は、来所相談851件（95.8%）、巡回相談37件（4.2%）でした。巡回相談は、来所が困難な方を中心に実施しました。（図3-4）（資料2-6）

図 3－3 身体障害者更生相談所相談形態別状況

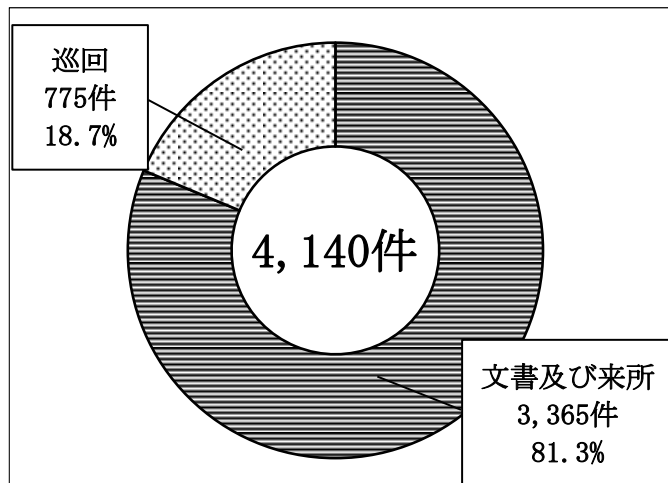
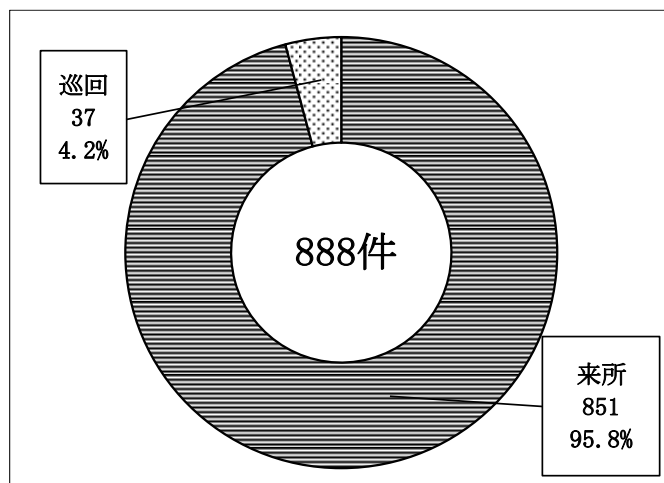


図 3－4 知的障害者更生相談所相談形態別状況



※延べ相談件数

(2) 専門的判定・評価機能

市町村の依頼により、医学的・心理学的・職能的・社会的判定を実施しました。判定の内容は以下のとおりです。

ア 補装具費支給の要否判定

補装具費支給要否判定件数は2,130件で、前年度(2,118件)に比べ12件増加しています。直接判定が必要な電動車椅子は44件で、前年度(39件)より5件増加しています。下肢装具は602件で前年度(651件)と比べ全体に占める割合が2.5%減り、28.3%でした。(図3－5)(資料2－3)

イ 更生医療給付の要否判定

更医療給付の要否判定は1,149件で、前年度(1,060件)より89件増加しています。腎臓機能障害が、全体の91.5%を占めています。(図3－6)(資料2－4)

ウ 療育手帳に関する程度判定

療育手帳に関する程度判定の結果通知書は850件で、昨年度(880件)より30件減少しています。内訳で見ると、新規は14件減少し、68件(8.0%)、再交付は16件減少し、782件(92.0%)となっています。年齢別判定状況では20歳未満が571件(67.2%)となっており、20歳代を合わせると815件(95.9%)と9割以上を占めています。40歳代、50歳代以上での手帳取得は昨年度より2件減少し、15件ありました。(図3－7、8)(資料2－8)

図 3－5 補装具支給要否判定状況

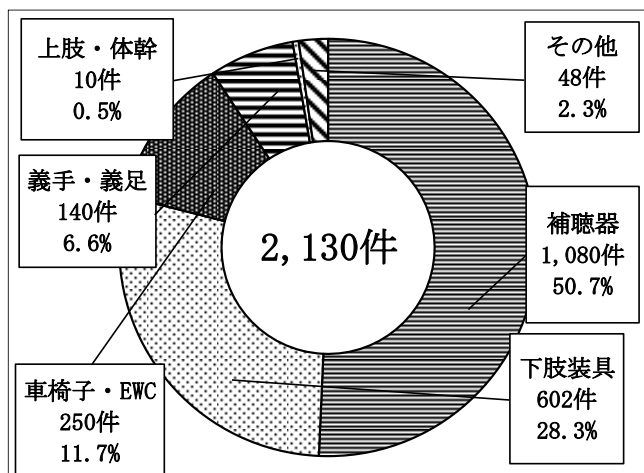


図 3－6 更生医療給付要否判定状況

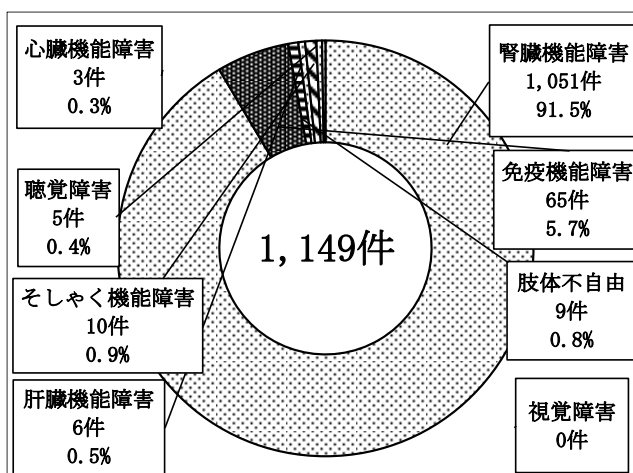
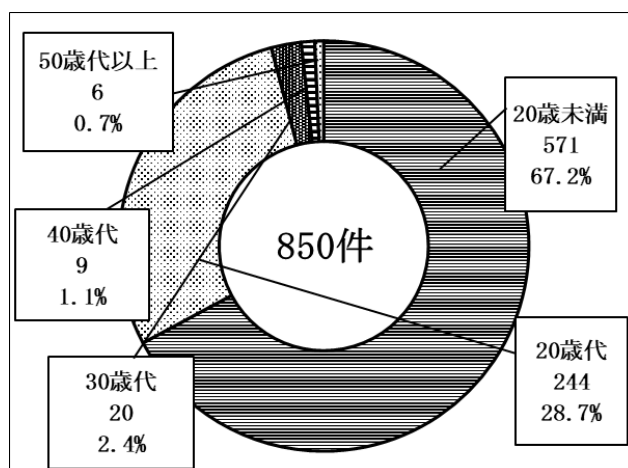
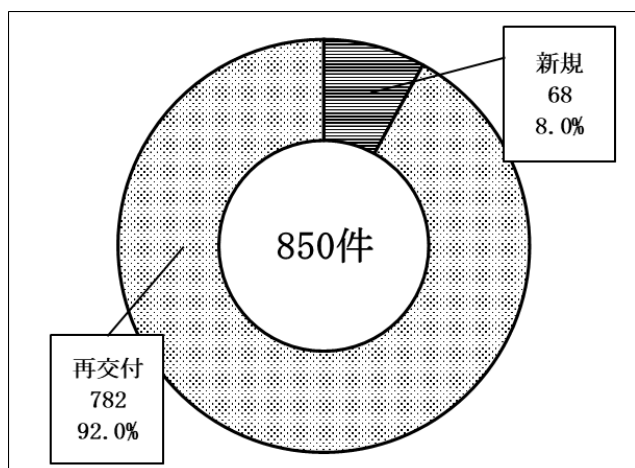


図 3-7 療育手帳 新規・再交付の結果通知の割合 図 3-8 療育手帳結果通知書 年齢別判定状況



エ 総合判定

療育手帳の新規取得を希望して知的障害の判定を受ける場合や、18歳以上の方の重症心身障害の認定の際に行う総合判定は、前年度より5人減少し、18人でした。内訳は、新規判定が18人、総合判定の大部分は療育手帳の新規取得を目的としています。新規判定された方を年代別に見てみると、20歳代が6人と最も多く、続いて40歳代が4人、30歳代が3人、20歳未満が3人、50歳以上が2人となっています。知的障害は発達期の障害ですが、40歳以上の方が6名、療育手帳の新規取得を希望して知的障害の判定を受けています。これは、これまで制度を利用せずに子を養育してきた保護者が、高齢化・死去などを理由に養育の継続が困難となり、制度の利用や療育手帳を取得して福祉的な支援を希望する方が増えたためと推察されます。(資料2-9、10、11)

(3) 市町村への専門的支援

神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議や障害保健福祉圏域自立支援協議会等に参加しました。障害者更生相談所の機能を生かし、市町村の地域での連携を側面的にサポートしています。また、更生相談で培った知識・技術を市町村や障害者施設への専門的技術的支援、市町村職員の研修に活かすよう努めています。

(4) 重症心身障害者の認定等

ア 重症心身障害の認定

平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、18歳以上の重症心身障害の方についても他の障害と同様に援護の実施主体が市町村となりました。市町村の依頼により、18歳以上の方の重症心身障害の認定を福祉課で実施しています。令和7年度は市町村からの認定依頼は2件でした。

イ 療養介護事業所（医療型障害児入所施設併設）の入所調整

アに記載の法改正に伴い、重症心身障害児施設の名称が、児童については医療型障害児入所施設、18歳以上については療養介護事業所となりました。併せて、児童相談所が行っていた長期の入所調整業務について、施設からの依頼による入所調整を7回実施しました。

<支援課の業務>

短期入所

障害者総合支援法に基づく短期入所の事業所として、地域で暮らす重症心身障害児・者、肢体不自由児の在宅生活を支援しました。

主治医からの情報や家庭での様子、家族の要望も反映させた個別看護計画を作成し、呼吸機能障害やてんかん等の合併症に伴い必要となる医療的ケアへの対応、きざみ食やペースト食等摂食・嚥下障害に応じた食事の提供など、計画に沿って安全・安楽な援助を行いました。

また、言語表現が難しい利用者が多く、看護師は専門的看護技術と利用者一人ひとりに応じたきめ細かい観察力と配慮が求められるため、OJTを中心とした知識技術の習得に努めました。

令和7年度の利用状況は、延べ利用者数が326人（前年度420人）開所日数は226日（前年度185日）と、利用者数は前年度と比べて減少していますが、これは職員不足により利用日数及び利用人数を縮小したことや他施設も併用する人が増えたことによります。

市町村別の受入状況は、6市町（前年度6市町）から受け入れました。（図3-9）

なお、令和6年度から短期入所は、新設された支援課の業務となり、診療所の病棟閉鎖に伴い、医療型から福祉型強化短期入所施設としてサービスの提供を行っています。

図3-9 短期入所の市町村別利用件数

